

3 手 当 の 支 給 状 況

表11 家族手当の支給状況

ア 支給・非支給別事業所の割合

企業規模 支給・非支給の別	企業規模計		
		500人以上	500人未満
支 給	% 83.1	% 80.6	% 83.9
非 支 給	16.9	19.4	16.1

イ 家族手当の額の定め方

企業規模 手当額の定め方	企業規模計		
		500人以上	500人未満
配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	% 43.2	% 42.9	% 43.3
配偶者、子、弟妹等の別	32.7	31.5	33.1
扶 養 人 員 順	18.5	19.9	18.0
そ の 他	5.6	5.7	5.6

(注) 手当を支給する事業所を100とした割合である。

表12 住宅手当の支給状況

ア 支給・非支給別事業所の割合

項 目		企業規模	企業規模計		
				500人以上	500人未満
支給・非支給の別	支 給	%	58.5	% 62.4	% 57.3
	非 支 給		41.5	37.6	42.7
借家・借間、自宅 に対する支給状況	借 家 ・ 借 間		96.1	95.7	96.2
	自 宅 (持 家)		75.0	72.4	75.8

(注) 借家・借間、自宅に対する支給状況は手当を支給する事業所を100とした割合である。

イ 借家・借間に対する手当の支給形態及び支給要件

支給形態等		企業規模	企業規模計		
				500人以上	500人未満
一 律 定 額		%	24.6	% 13.5	% 28.2
一 律 定 額 以 外			75.4	86.5	71.8
支 給 要 件	家 賃 の 額		(29.3)	(31.1)	(28.6)
	役 職 ・ 資 格 段 階		(15.7)	(17.2)	(15.2)
	世 帯 主		(30.4)	(34.0)	(29.0)
	扶 養 親 族 の 有 無		(59.9)	(65.4)	(57.7)
	事 業 所 の 所 在 地		(12.9)	(20.4)	(9.9)
	居 住 地		(12.6)	(21.7)	(9.0)
	そ の 他		(12.5)	(15.9)	(11.2)

(注) 1 支給形態は、借家・借間に手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 () 内は、一律定額以外の事業所を100とした割合である(複数回答)。

表13 単身赴任手当の支給状況

ア 転居を伴う異動の有無及び単身赴任手当の支給状況

項目 企業規模	転居を伴う 異動あり	単身赴任手当 を支給する	単身赴任手当 を支給しない	転居を伴う 異動なし
	%	%	%	%
企業規模計	53.0	(78.6)	(21.4)	47.0
500人以上	81.1	(87.4)	(12.6)	18.9
500人未満	44.5	(73.8)	(26.2)	55.5

(注) () 内は、転居を伴う異動のある事業所を100とした割合である。

イ 単身赴任手当の支給形態

支給形態 企業規模	一律定額	一律定率	役職・資格別	距離段階別	その他
	%	%	%	%	%
企業規模計	42.5	6.0	27.1	12.2	12.2
500人以上	37.8	3.9	26.1	16.1	16.1
500人未満	45.6	7.3	27.7	9.7	9.7

(注) 手当を支給する事業所を100とした割合である。

表14 平成16年冬季賞与の考課査定分の割合

項 目 企業規模	課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%
企 業 規 模 計	55.3	44.7	62.0	38.0
5 0 0 人 以 上	49.9	50.1	60.5	39.5
5 0 0 人 未 満	56.8	43.2	62.4	37.6

表15 賞与及び臨時給与の支給状況

項 目 企業規模・職種		企 業 規 模 計		5 0 0 人 以 上		5 0 0 人 未 満	
		事務・技術等	技能・労務等	事務・技術等	技能・労務等	事務・技術等	技能・労務等
平均所定内	下半期 (A ₁)	円	円	円	円	円	円
給 与 月 額	上半期 (A ₂)	362,196	281,514	378,615	300,905	320,914	252,708
特 別 給 の	下半期 (B ₁)	円	円	円	円	円	円
支 給 額	上半期 (B ₂)	806,582	554,910	879,516	638,385	619,769	429,309
特 別 給 の	下半期 $\left\{ \frac{(B_1)}{(A_1)} \right\}$	月分	月分	月分	月分	月分	月分
支 給 割 合	上半期 $\left\{ \frac{(B_2)}{(A_2)} \right\}$	2.23	1.97	2.32	2.12	1.93	1.70
	計	4.47月分	3.95月分	4.70月分	4.32月分	3.74月分	3.28月分

(注) 下半期とは平成16年8月から平成17年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。